

大分県 第 160009 号

第一種動物取扱業登録証

氏名 株式会社MIC
代表取締役 平塚 高広

住所 大分県国東市武蔵町成吉789番地の3

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。

大分県動物愛護センター所長



登録の年月日 平成24年3月22日
登録の更新の年月日 令和4年3月22日
有効期間の末日 令和9年3月21日

1 事業所の名称

BIRD HOUSE MIC (バードハウスミック)

2 事業所の所在地

大分県国東市武蔵町成吉789番地の3

3 登録に係る動物取扱業の種別

販売

4 動物取扱責任者の氏名

平塚 高広

5 備考

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。